

藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例の一部改正について
藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例の一部を次のように改正する。

2025年（令和7年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例の一部を改正する条例
藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例（昭和63年藤沢市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

別表中 「藤沢市立藤ヶ岡中学校
藤沢市立明治小学校
藤沢市立長後中学校
藤沢市立御所見中学校」 を 「藤沢市立藤ヶ岡中学校
藤沢市立明治小学校
藤沢市立長後中学校
藤沢市立御所見中学校
藤沢市立大清水中学校」 に

改め、同表備考に次のように加える。

7 照明設備の使用が営利を目的とするものである場合の使用料の額は、この表に定める金額に3を乗じて得た額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用する屋外運動場夜間照明設備について適用し、同日前に使用する屋外運動場夜間照明設備については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例第2条及び別表に規定する使用の許可、使用料の納付等に関し必要な行為は、この条

例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

この条例を提出したのは、新たに屋外運動場夜間照明設備を設置した藤沢市立大清水中学校を追加するとともに、営利を目的とした場合の利用に関する規定を整備することに伴い、所要の改正をする必要による。